

第6回一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム

○日時 令和5年1月23日（月）10：00～12：00

○場所 オンライン開催

○出席者 （50音順、敬称略）

構成員

石綿 はる美

大浦 俊哉

河島 貴子

佐藤 康憲

中村 みどり

西村 実

橋本 和明

橋本 佳子

浜田 真樹

薬師寺 順子

吉田 恒雄

オブザーバー

向井宣人（最高裁判所事務総局家庭局 第二課長）

佐藤 隆幸（法務省民事局 参事官）

事務局

藤原朋子（子ども家庭局長）

野村知司（大臣官房審議官（子ども家庭、少子化、児童虐待防止担当））

羽野嘉朗（子ども家庭局虐待防止対策推進室長）

○議題

- （1）一時保護状請求手続について
- （2）一時保護の実態調査の結果（速報値）について

○議事要旨

- 事務局から資料の説明を行った後、出席者による意見交換を行った。主な意見は以下

のとおり。

【資料1（主に前回からの修正点）について】

- ・ 子どもに対し十分な説明を行い、その意見等を聞くことは、司法審査に向けた場面だけにとどまらず、児童相談所が子どもに関わる全ての過程において重要ではないか。
- ・ 上記のような考え方を前提としつつ、一時保護開始から7日以内に児童相談所が最低限何をすべきかを示してもらえるとよい。
- ・ 司法審査までは、資料1にあるような子どもへの説明やその意見等を聞く手続を行うが、その後はなしのつづてになるとか、早く意見等を言うよう子どもにプレッシャーをかけるなどということがあってはならない。
- ・ 外国にルーツがある当事者に対して司法審査の内容等をどのように説明するかについても検討すべきである。
- ・ 意見聴取等措置と司法面接を実施するタイミングについても、整理しておくべきではないか。
- ・ 一時保護開始から7日以内の段階では、子どもとの面会通信について、親権を行う者等に対し具体的な説明を行うのは難しく、一般的な説明にならざるをえない場合もあるのではないか。
- ・ 子どもの意見・意向はそのまま裁判官に伝達することが大切であり、児童相談所の所見等とは内容を混同させないことが重要なのではないか。
- ・ より適正な判断につなげるためには、子どもの意見・意向に加えて、児童相談所としての所見・評価もしっかりと裁判官に伝達した方がよいのではないか。
- ・ 児童相談所の所見等をどのような資料に記載するかについて、ある程度運用を統一的に整理しておくべきではないか。
- ・ 子どもの意見・意向を聞くといっても、全国的に幅をもって捉えられると思うので、マニュアルには児童相談所が行うべき事項を細かく記載した方がよいのではないか。
- ・ 意見聴取等措置は聞いて終わりではなく、その後の対応が重要だと思う。子どもへのフィードバックなど、引き続きの対応を行うことについても、マニュアルに記載するとよいのではないか。
- ・ 親権を行う者等が当初一時保護に同意をしたが、その後同意を撤回した場合の対応について、整理をしておく必要がある。

【資料2について】

- ・ 一時保護開始から7日以内であることを前提にすれば、一時保護状請求書に記載することのできる情報はかなり限られてくるのではないかと思う。
- ・ 一時保護の必要性は、簡潔に記載するとしても、一時保護の理由と被る部分もあり、

何を書くか悩ましいのではないか。

- ・ 現時点の要件案を踏まえれば、一時保護の理由に該当することをもって、一時保護の必要性が強く推認されるものもあるが、必ずしもそうではないものもあることから、一時保護の必要性は、一時保護の理由とは別に記載すべきではないか。
- ・ 一時保護の理由となる事実関係やその裏付け資料、子どもの意見・意向や親権を行う者等の意見、それらを踏まえた児童相談所の所見及び一時保護の必要性について道筋を整理してまとめた簡単な書面があれば、裁判官の適正かつ迅速な判断に資するのではないか。
- ・ 一時保護状請求に当たっては、児童記録全体ではなく、審査に必要と思われる部分のみについて簡潔な書面を作成して裁判官に提供する方がよいのではないか。
- ・ 各児童相談所の事務負担や一時保護状請求までの時間的余裕がないことなどを踏まえれば、児童記録全体を裁判官に提供する方法もあるのではないか。
- ・ 裁判官に提供する記録を抜粋した結果、裁判官の審査に必要な記録が足りないために一時保護状が却下されるといったことのないようにすべきである。
- ・ 経過が短い事案であれば児童記録全体を提供することも考えられる。他方、経過が長い事案では、記録の抜粋を提供する方が便宜的ではないかと思う。
- ・ 児童記録を裁判所に持参して一時保護状請求を行うことも考えられる。児童相談所における記録の持出しについての考え方も整理しておくべきではないか。
- ・ 一時保護開始から7日以内では、裏付け資料の取得が間に合わない場合が多々想定される。そのような前提に基づいて、運用を検討しておくべきである。
- ・ 裏付け資料の取得が間に合わない場合には、児童相談所が関係者や関係機関から聞き取った事項をまとめた報告書を提供することなどが考えられるのではないか。
- ・ 基本的に、一時保護開始から7日以内に取得困難な資料がなければ裁判官が判断することができないというような運用は避けるべきである。
- ・ 一時保護状請求までに当事者の住民票が確認できない場合や住民票上の住所と現居所が異なる場合等も考えられる。このような場合の対応を検討しておくべきではないか。
- ・ 上記のような場合は居所を疎明することにより対応すべきではないか。
- ・ 親権を行う者等の人定は戸籍の記載を基に行われる必要があるのではないか。戸籍謄本の確認に時間を要するなどにより人定ができない場合には、児童相談所として、親権を行う者等と思われる人物に対し、一時保護状請求に向けた諸手続をとるかどうかという判断を求められることになるのではないか。
- ・ 裁判官に対する児童記録の提供と個人情報保護の関係についても整理しておくべきである。
- ・ 司法審査の導入にあたり、資料の取得や裁判官への情報提供等について、関係機関から適切な協力が得られるよう、改めて周知をしてもらいたい。

- 虐待以外の事案では、虐待事案と比べて関係機関から情報提供等の協力が得られにくいと感じている。
- 一時保護中に移管するケースの一時保護状請求の取扱いについても、整理すべきである。

以上